

## 農村まるごと保全向上対策 Q & A 高島市

農地維持		
番号	質問	回答
維1	トラクター草刈り機のアタッチメント(約60万程度)は購入可能か。	<p>単年度の購入かリース契約による複数年による購入が可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財産管理や目的外使用防止の徹底が必要（機械の利用回数や期間、価格を踏まえ、レンタルした場合の条件と比較）</li> <li>・ 目的外使用に該当した場合は補助金返還となります。</li> <li>・ あくまでリース契約で最終年に買取りする。（最終年は協定期間内）               <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 購入店に毎年(〇〇円の)リース契約をして最終年に買取りする。</li> <li>2. 農事組合等を買ってもらったものに対して、毎年リース契約をして最終年に買取りする。</li> <li>3. リース料については3者以上の見積が必要。</li> <li>4. 財産管理台帳や利用簿等が必要。 『 最終年は協定期間内 』</li> </ol> </li> </ul>
維2	農村まるごと活動のみで発生する書類の処分を行うため、大型シュレッダー(9万円程度)を買いたいが可能か。	市と要協議。
維3	「フレルモア(トラクターの後ろに装着するモア)」を購入したい。値段は50万円程度で3社見積もりを取っているが、3～5年での分割払いは可能か？	問1参照。
維4	汎用性が高い機械を購入してもよいのか。	目的外使用に該当した場合、交付金返還となります。(市と要協議)
維5	機械は分割払いで購入してもいいのか。また、その際に発生する利息について、多面的機能支払交付金の使途の対象としてよいか。	利息も対象。問1参照。

農地維持		
番号	質問	回答
維6	遊休農地等を活動計画書に位置付けて対象農用地としてもよいのか。	可能。 「遊休農地」とは、「現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能な農地のうち、人力・農業用機械で農業生産が再開できない土地」であって、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるもの。 また、現在は耕作されているものの、高齢化の進行等諸般の情勢から見て、今後遊休農地となるおそれがあるような農地は「遊休農地となるおそれのある農地」と称し、これらを併せて「遊休農地等」という。
維7	対象農用地内で遊休農地の一部が活動期間終了時までには耕作可能な状態にならなかった場合、交付金を返還する必要はあるのか。	保全管理出来なかった遊休農用地の面積部分に相当する交付額を遡及返還。
維8	地域資源の基礎的な保全活動の農用地の区分の「①遊休農地発生防止のための保全管理」では、耕作放棄地を農地へ戻す場合、活動期間の終期までに実施してよいのか。または、1年目に耕作可能な状態にしなければならないのか。	活動計画書に位置付けた場合、その活動期間内に遊休農地を解消する必要がある。
維9	遊休農地について、申請時の計画書では遊休地が無しとした場合の○●ーの付け方。計画書には無しだが、途中で現状が遊休農地（らしき）と判断した時のチェックの仕方は。	遊休農地については遊休農地が発生しないように見回りなどを行うことで、発生を防止することであることから、基本的にーはない。
維11	農地維持活動のみの取り組みは可能であるか。可能な場合1年後に2年後に共同活動への参加は可能か。また、期間については。	農地維持活動のみの取組みは可能。 農地維持活動の取組み期間中に、新たに共同活動に取組むことは可能。 新たに共同活動に取り組んだ場合、活動期間は共同活動の開始から5年間となり、農地維持活動もそれにあわせて活動期間を延長することになります。
維12	農地維持と資源向上（共同）のお金は用途を区別する必要があるか？	分ける必要はない。
維13	草刈りの日当を面積で支払うことは可能か。	原則、活動(作業)時間に応じてその対価が支払われるものである。(作業時間×単価)

農地維持		
番号	質問	回答
維14	都市計画の用途地域内にある農業用排水路について活動費（水路の草刈り・泥上げ等）を充てることは可能か？	農振農用地以外の農地にある農業用排水路についても、地域の青地農用地内の水路、農道等と一体として慣行的に保全されている資源で、一体となって行うことが適切と判断される場合は、本支払の対象となる。  ・活動計画書で、当該水路を一体となって保全していく施設としての位置づけが必要。
維15	構成員の高齢化などにより、耕作する人がいなくなってきた。田の管理については個人に任せているので、耕作者のいない田については保全管理が実施出来ていない。こういった場合、どのように対応すればよいか。	土地の名義は個人となっても、活動組織で保全していくことを前提として協定を締結しています。そのため個人で対応出来ない場合は、活動組織の構成員で活動を実施していただく必要があります。 毎年度の必須活動である「遊休農地発生防止のための保全管理」が出来ていない場合、原則協定年度に遡って交付金を返還していただくこととなります。
維16	地域資源の適切な保全管理のための推進活動として、「有識者等による研修会、有識者を交えた検討会」を選択しているが、相応しい人物を紹介してもらえないか。	集落における地域農業や農村の発展・活性化に向けた話し合いや実践活動を支援するため、滋賀県農業・農村活性化サポートセンターにより「アドバイザーの派遣」事業をされています。 県の窓口は高島農業農村振興事務所農産普及課となりますが、まずは市へお問い合わせください。

共同活動		
番号	質問	回答
共1	獣外柵の設置と整備の実施にあわせて、進入ルートに赤外線カメラを購入することは可能か。	市と要協議
共2	竹藪を伐採（チップ加工）し住み処をなくすことで、農作物の被害を軽減する活動は可能か。また可能な場合、この活動の作業賃金とチップ加工機械のリース料の支払いは如何。	伐採可能。 リースについても可能。  ・計画書に『農地周りの共同活動の強化』が選択されていることが必要。 ・活動の日当については、活動時間×時間当たり単価。リース料の支払については問1のとおり。 ・被害状況やマップ等を整理しておく必要があります。
共3	H26より市が国の鳥獣被害防止対策交付金(県：滋賀県鳥獣被害防止総合対策事業補助金)を使って資材のみの提供を行い、労務については農村まるごとから支出することは可能か。鳥獣被害防止対策交付金は資材のみの提供となっており、労務は関知されていません。新制度の説明資料の注意事項として獣害柵の新設・補修することは出来ますが、他の補助事業(国・県・市)との補助金の2重補助での取り組みは出来ない。となっておりますが、ご回答いただきますようお願いいたします。	不可。
共4	鳥獣被害防止柵に係る電気代について、助成対象であるか。	資源向上支払(共同)で可能。ただし、契約の名義は活動組織名であることが条件となります。 また、制度上年度の活動に対しての支払いが原則ですので、3月分を4月に支払うことの無いよう立替払するなどして対応してください。

共同活動		
番号	質問	回答
共5	<p>獣害対策の柵の新設も支出対応可能となったが、新設のパターンが複数ある。どの程度まで、多面的機能支払で対応可能なのか。パターンを以下に提示したので、具体的にご教示願いたい。</p> <p>①他事業で資材について補助を受け、設置作業を多面的機能支払交付金から支払う場合(作業割り)</p> <p>②柵の途中で他事業と延長割りする場合(延長割り)</p> <p>③他事業で設置した柵の内側にまるごとで柵を設置する場合(一重では防ぐことが出来ない場合に二重に設置する)</p> <p>④他事業で設置した柵の柵高を部分的に高くする等、補強する場合(改良)</p> <p>⑤多面的機能支払交付金で資材購入と設置手間の両方を行う場合(多面的機能支払交付金での自己完結)</p>	<p>①不可。(共3参照)</p> <p>②国の事業は不可。国の事業以外は別途県及び市と協議。</p> <p>③②のとおり。</p> <p>④②のとおり。</p> <p>⑤問題なし。</p>
共6	鳥獣害防止のための見回り活動について、日当を支払っても良いか。	可能。(見回り活動に要した時間) × (活動組織で決められた単価) で日当額を決定してください。
共7	共同活動に子供会が参画する場合、個々の児童に日当を支払うことは可能か。	不可。子ども会などの代表が団体受領することも適切ではありません。
共8	透視度調査結果表ですが、2の整理表には何年度からを記入する必要があるのか。	採択年度。
共9	水守当番実績書、透視度調査結果表および位置図は5月末までに提出となっているが、農家はこの時期忙しいので何とかならないか？	6月中旬までに提出をお願いします。
共10	<p>これまで資源向上(共同)活動の【標準型】に取り組んでいたが、平成28年度より新設された資源向上(共同)活動の【防災減災型】に取り組み。</p> <p>どのような手続きが必要か。</p>	<p>・浸水被害の軽減を図ろうとする区域(想定被害軽減区域)を設定する</p> <p>・設定した区域の浸水原因となっている水路へ流れ込む、上流域の一段の農用地(田)の範囲を設定する</p> <p>上記で設定した一団の農用地のうち、8割以上の面積で、下記の内容に取り組んでいただく必要があります。</p> <p>①水田貯留機能増進計画書の作成、②排水調整板の購入・設置、③排水路溝畔の断面確保・維持補修</p> <p>詳しくは、市にお問い合わせください。</p>

共同活動		
番号	質問	回答
共11	活動エリア内で獣害被害が増えてきている。本交付金による対応策としてはどのようなものがあるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源向上活動（共同活動）において鳥獣被害防止のための防護柵の補修や設置等を行うことができます。</li> <li>・また、活動計画の中で「多面的機能の増進を図る活動」のうち、「農地周りの共同活動の強化」を選択された場合は、鳥獣害防護柵の設置と併せて、効果を高める一歩踏み込んだ対策施設の設置が可能となります（わなや檻の設置、緩衝帯の設置、伐開、生息・被害調査、花火、発音装置、追い払い、猟友会への委託、捕獲など）</li> </ul>

長寿命化		
番号	質問	回答
長1	長寿命化における用水路工事(区分：補修)で用水路設置位置の変更は可能か？	不可。
長2	資源向上支払(長寿命化)で協定農用地に流れ込む上流部の施設(協定農用地外)が老朽化しており、この施設を長寿命化で計上することは可能か。	施設が用水路の付帯施設であれば可能。 ・長寿命化の活動計画書の変更が必要となります。 ・計画書に記載されていない部分の水路延長・図面等を明記する必要がある。
長3	施設の長寿命化のための補修・更新等の中の長寿命化において、土水路での用水の保全が難しいことからU字溝にすることは可能か。	不可。 但し、活動計画書を変更することで、農地維持+共同活動交付金の3割以内の事業費であれば可能。
長4	当初の長寿命化の計画で承認された路線が物価上昇等から全て出来ない場合は如何。	活動期間内に長寿命化の計画事業量を全て施工出来なくても返還の対象とはならない。
長5	長寿命化で1年目・2年目は、二次製品のみを購入し、3年目より水路更新の施工をするような実施計画は認められるか。	可能。実施状況報告書の長寿命化の暫定数量に記載する必要あり。
長6	施設の長寿命化のための活動では、比較的大規模な請負工事が考えられるが、集落が金銭的負担をすることの合意形成ができれば、交付金以上の工事が実施できるか。また、その金額に上限があるのか。	可能。本交付金から支払う額と、地元負担で支払う額を分けて整理していただく必要があります。(領収書に交付金分〇〇〇円、地元負担分〇〇〇円と記載する など)  金銭の上限については、地域で決定して下さい。
長7	長寿命化対策を実施した施設が壊れた場合や、作り直しする必要などが生じた場合、どのように対応するのか。(補助金返還はあるのか。)	市と要協議。
長8	農地維持支払交付金の一部を資源向上支払(長寿命化)へ流用することは可能かどうか。 排水路等の補修内容が多く、どうしても予算的に足りないので可能であればそのように対応したい。	不可。
長9	資源向上支払(長寿命化)に係る工事発注は、交付前でも可能か。	可能。

長寿命化		
番号	質問	回答
長10	活動期間中新たにC判定と判断される路線が出来た場合、長寿命化の計画変更をし、路線を追加することは可能か。	市が認定すれば可能。 ・事業計画の変更が必要。
長11	①現況が木杭柵の用水路(L=500m)が老朽化し、コンクリート水路に更新したいと考えているが、資源向上支払(共同)や資源向上支払(長寿命化)での取り組みは可能か？ ②資源向上支払(長寿命化)では機能UPはダメということであったが、例えば、資源向上支払(共同)で資材を買って、敷設は集落の共同で実施することは可能か？	①資源向上支払(長寿命化)では不可。 ②可能。
長12	〇〇集落の取水口について長寿命化で取り組むことは可能か？無理な場合、共同で日当支払は可能か？ また、取水塔の補修(塗装塗り替え含む)を行ってもよいか？(活動範囲内に入っていないが水源がそこしかない。ただし管理者は水利組合。)	長2及びその3を参照。



その他		
番号	質問	回答
他1	工事を外注する際の工法選定及び施工管理について、適切な実施が図られていることをどのように確認すればよいのか。	施設管理者と要協議。
他2	畔シートや波板シートの廃棄物（どこから飛んできたものかわからないもの）を放置しておくことと景観上よろしくないため投棄（処分）したいが経費は見てもよいのか。	可能。資源向上（共同活動）交付金のうち、「景観形成・生活環境保全」活動に該当します。
他3	河川から3集落（集落A・集落B・集落C）で田用水を取水しているが、砂が下流集落まで流れてきており、毎年土砂上げを行っている。台風でさらにひどくなったため、3集落で相談し取水口付近の瀬替えについて、その経費をまるごと交付金の支払い対象としてもよいのか？（機械リース。オペは地元）。	機械のリース代、オペレーターへの日当支払い等本交付金の支払い対象とすることは可能。 ・施設管理者ができない理由やその経過などを整理しておくことが必要。 ・施設管理者との協議が必要。（一級河川であれば滋賀県、普通河川であれば市土木課）
他4	農道法面保護のため、張りコンクリートを施工してもよいのか？	既存コンクリートの補修は可能。 新設は不可。
他5	作業委託は可能か。	農地維持と共同活動における作業委託等の外注については、当該活動が規模や技術面から見て活動組織で実施可能な範囲を超えていると判断される場合は可能。 （法面が急こう配で地元で行うには危険、水路内の堆積土砂が非常に多く共同活動では追いつかない等）
他6	事務の一部を委託できるとあるが、対象組織が自ら実施する必要があり、委託することができないものは何か。	外注における施工業者の選定、契約や工事が完了したときの現地確認等の検査、内部監査、交付申請書の提出については、活動組織等が自ら実施する必要がある。
他7	日当支払い分については「領収書」ではなく、活動月日や活動内容、活動時間などと支払額を明記した「活動明細書」に「受領印またはサイン」をもらう方式でもよいのか。	構わない。 ・日当等の支払を金融機関からの振り込みで行う場合、振込の対象者氏名及び振込先を当該金融機関が証明する書類を領収書として扱い保管することで替えることも可能。但しその場合は振込内容が分かるよう、振込票等に記入しておいてください。
他8	自治会などの団体の構成員が活動に参加した場合、構成員に対する日当を団体の長などに一括支払いすることは可能か。	可能。（代表が受領することについて、団体の構成員から同意を得ておいてください）
他9	図書券で謝礼を受した場合、受領書は必要か。	必要。
他10	活動組織内で、景観植物として、農用地(水田)にレンゲを植えるためのレンゲの種子及び耕起に対する日当の支払いは可能か。	交付金の二重払いとなる可能性があるため、具体的な事例をもって市にご相談ください。

その他		
番号	質問	回答
他11	活動啓発用掲示板を区費とまるごとの折半（使用部分）で設置することに問題はありますか。	併用は不可。
他12	ブルーベリーの木を各戸に配布は可能か？ （個人地に植える予定でうまくいけば今後は広げていく予定）	共同活動としてみなされないため、各戸に配布は不可。 ・その他19参照。
他13	視察研修の事前調整のための旅費は対象になるか？	特別な事由があれば可能。（市と要協議）
他14	祭りの寄合などは対象とできるか？	原則祭りごとは不可。（市と要協議）
他15	日当整理帳を代表者印で受け取る時、事前に構成員の了解が必要とのことだが、その構成員とは受領者団体と解しているか。	ご指摘のとおり （例えば、老人会の代表がまとめて受領される場合は、老人会の会員からの事前了解が必要です。）
他16	日当の支払いについて、日当の変更は可能か。	当該年度は原則変更は不可。次年度以降の日当変更には総会の承認が必要。
他17	研修会に参加するためのガソリン支給や一定人数となった場合、バスのチャーター代などの支出は可能か。	「まるごと」に関する研修会であれば旅費の支出は可能。なお日当については総会での取り決めが必要となります。
他18	対象組織の構成員が個人的に立替えることは可能か。	可能。 ・交付金入金前の個人立替えについては、立替者の受領書が必要になります。
他19	景観形成の活動を一人ですることは可能か。	本事業の趣旨である「共同活動」を視野に入れて活動下さい。
他20	災害が発生した場合、その復旧として農村まるごとからの支出は可能か？ ①水路や農地に堆積した土砂撤去にかかるリースや賃金 ②水路等の破損にかかる材料費や二次製品の購入 ③その他可能な行為があれば教示願いたい。 ④災害に伴い、共同活動の実施が困難な場合の対応はどうなるのか？（透視度調査箇所土砂の堆積など） ⑤災害に伴う復旧工事等のため、実質的な活動が困難になった場合休止は可能か？	①②は応急措置の範囲で可能。但し、単年度で復旧が難しい（費用を含め）場合は市と要協議。 ③異常気象時の見回り点検等に対する日当の支払。 ④実施可能な箇所を実施する。 ⑤実施可能な範囲で農地の保全を行う。
他21	小水力発電は対象か？	小水力は対象。 資源向上（共同活動）交付金のうち、「資源循環」活動に該当します。

その他		
番号	質問	回答
他22	写真の要否は如何。	写真の提示は必要。提出していただく必要はありません。
他23	新たに示された施設別点検・機能診断チェックリストは提出不要とのことですが、バックデータとして、必ずこの表などでチェックをして保管しておかなければならないのか。	機能診断については、診断結果を記録管理することが必須となっております。以前使用していた様式等で必ず保管しておいてください。
他24	実施状況報告書は何月何日から何月何日までの活動を記載するのか。	毎年度4月1日から翌年の3月31日までに行われた活動を当該年度の活動。
他25	実施状況報告書において、総会の開催日又は運営委員会の実施日を記入することとなっているが、日付の記入方法如何。	予算・決算、事業計画・事業報告等に係わらず年度中に開催した総会の日付を記入。
他26	地域資源保全管理構想とはどのようなものか。また、いつまでに作成しなければいけないのか。	「地域資源保全管理構想」は、それぞれの地域で守ってきた農用地や水路、農道等の地域資源を、将来にわたってどのように引き継いでいけば良いのか、地域で話し合ってもらい、平成28年度を目途にとりまとめていただくものである。
他27	資源向上（長寿命化）活動の認定を受けずに活動を実施することは可能か。	不可能
他28	農地維持+資源向上（共同）活動の交付金で資源向上（長寿命化）の活動を実施することは可能か。	可能。 平成28年度より、農地維持+資源向上（共同活動）の交付金の3割以内であれば、資源向上（長寿命化）活動が実施出来るようになりました。 水路整備される際には、活動計画書を変更する必要がありますので、市にお問い合わせください。
他29	交付金を積み立てすることは可能か。	平成28年度より、機械・器具の購入、大規模な工事を目的とした積み立てが可能となりました。（但し、農地維持+資源向上（共同活動）の交付金の3割以内が毎年の積立額の限度額。） 積み立てをしようとする際には、資金計画の届が必要となりますので、市にお問い合わせください。 なお、使い切れなくなった交付金を翌年度に繰り越すこと、資源向上（長寿命化）交付金を積み立てることは出来ません。
他30	第1回目の交付金が支払われるまでの活動資金として、毎年度の積立金から一時借入して運用することは可能か。	可能。